

国民社会主義労働秩序の確立 —1933年ドイツ労働組合運動の終焉—

小 原 一 浩

I 労働組合の解体

(1) 前提条件—独裁政治体制の確立

1933年1月30日ドイツにヒトラーを首班とする政権が誕生した。爾後「国民社会主義ドイツ労働者党 (NSDAP=ナチス党)」独裁の基礎を固める為の措置が矢継ぎ早にとられることとなる。2月1日大統領ヒンデンブルクは国会を解散し、突撃隊 (SA)・親衛隊 (SS)・鉄兜団 (Stahlhelm)などのテロにより共産党 (KPD) を事実上排除した選挙（3月5日）により、ヒトラー政権は議会の多数を制した（総議席数647のうち、ナチス党288、ドイツ国家人民党 Deutschnationale Volkspartei=DNVP 53の計343）。この間2月27日国会議事堂放火事件を口実に、翌28日ヴァイマール憲法第48条第2項に基づく「民族及び国家保護の為の大統領緊急令 (Verordnung des Reichspräsidenten zum Schutz von Volk und Staat vom 28. Februar 1933)⁽¹⁾」を発し、同憲法の保障する人身の自由、言論の自由、集会・結社の自由、通信（信書・郵便・電信・電話）秘密の保持、住居不可侵權、所有權といった基本的人権に対する保護の停止を行なった。これによりナチス党の反対勢力に対する苛責なき弾圧が可能となり、ヴァイマール共和国の命運はここに事実上尽きたものと言える。この緊急令には、ヒンデンブルクの前任者エーベルトの発したものに必ず含まれていた官憲の恣意的行為からの保護規定が欠けており、警察は今や逮捕状や裁判所による監督なしに逮捕し、無期限の拘禁を行ない、家宅捜索し、通信の秘密を侵し、新聞等を検閲・禁止し、政党や結社を解散し、集会を禁止し、個人財産を没収しうるようになった。その上、警察は既にナチスにより掌握されていた。ライヒ内相はフリック⁽²⁾であり、最大州プロイセンの内相はゲーリングだったからである。

次いで、共産党の議席が剥奪された新国会（3月21日招集）は同23日に所謂「授權法 (Ermächtigungsgesetz=Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich vom 24. März 1933.)」を社会民主党 (SPD) の反対を退けて可決し、ヒトラー政権は爾後国会など一切の機関に拘束されることなく意のままにドイツを支配する権限を握った。⁽⁴⁾各政党の非合法化・解散が相次ぎ、ナチス党を唯一の合法政党とする「政党新設禁止法 (Gesetz gegen die Neubildung von Parteien vom 14. Juli 1933.)」⁽⁵⁾が成立、更には「政党と国家の統一確保法 (Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat vom 1. Dezember 1933.)」⁽⁶⁾によりナチス党とドイツ国家との一体化が図られ、翌1934年初頭の「国家改造法 (Gesetz über den Neuaufbau des Reiches vom 30. Januar 1934.)」⁽⁷⁾による各州の自治及び議会制民主主義政体の廃止を以て、ナチスによる所謂「一元化 (Gleichschaltung)」は政治体制に関しては一段落したのであった。

(2) 労働組合解体への道程

社会民主党や共産党と並んで、ナチス党にとって最も憎むべき敵対者と考えられていたのが「全ドイツ労働組合同盟 (Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund=ADGB)」を始めとする労働組合であった。ナチス党の支持基盤は本来中産階級を中心とするものであったことは定説となっているが、ヒトラー政権は周知の如く総選挙に於けるナチス党の第一党への躍進を背景として誕生したものであり、労働者階級を全て敵に回しては政権奪取は成らなかったことは明らかである。精密な世論調査が行なわれている今日とは異なり、政権獲得に至る迄の労働者層の投票行動或いはナチス党支持率の推移を明確に裏付ける第一次資料が存在しないので、そのうち何%がナチス党支持に回ったか断言することはできないが、党员の構成比を見ると、大量失業を背景にして、労働者の入党加入者の伸びが認められる。全就業労働者中に占める党员の比率は確かに僅か（1933年1月30日以前は約2%にも満たない）であったが、1933年3月5日の総選挙に於けるナチス党の得票率43.9%を見るならば、失業者を中心としてかなりの労働者がナチス党支持に回ったものと推測しうる。J. W. ファルターによれば、1930年9月14日の総選挙では労働者のナチス党支持率は未だ低かったが、ナチス党が第1党になった1932年7月31

日の総選挙で労働者のナチス党支持の増大傾向が決定的になったという。⁽¹⁰⁾

こうした情勢を背景として、1933年1月30日のナチス党政権成立の直後から労働運動への迫害が激化することとなった。労働組合事務所の個別的占拠や経営協議会（Betriebsrat）委員に対する辞職の強要の如き労働組合員に対する個人的迫害が方々で行なわれたのである。このような暴挙は、ナチス党が自らの政権奪取に対する労働組合などによる反撥や抵抗を強く警戒しており、これに先手を打ったものと考えられる。ところが、ADGBはファシズムへの抵抗を呼びかけ行動を組織することなく、無抵抗のうちにナチス党の軍門に下り、組織の解体に追い込まれたのである。労働者の一部には抵抗運動に走る向きも見られたが、ADGB指導部は、ただひたすら労働者の「軽挙」を戒め、自重を促す呼びかけを発するのみであった。こうした迎合的とも思われるADGB指導部の姿勢は、SPDとの離間を一層助長した。彼等は、新政権のとるであろう行動の「合憲性」と「理性」に賭けたのである。国会放火事件を契機に、政権の独裁性と恐怖政治色が強まってゆくのに対応して、労働組合の形骸化と自主的武装解除が進行した。これに対しては、ナチス党員による労働組合事務所の占拠が進み、ベルナウのADGB同盟学校すら一時占拠された。こうしたADGBの消極的姿勢の背景には、ナチス党のファシショ的権力の貫徹意思を過小評価したという点に加えて、他方で同時期に行なわれた経営協議会選挙に於て傘下の労働組合が獲得した高得票（例えば、ハンブルク路面電車・高架鉄道・アルスター水運では、自由労働組合 die Freien Gewerkschaften が少なくとも70%の、一部では90%以上の得票による勝利を収め、これに対し苛酷な弾圧下にあったKPDの基盤喪失は当然としても、ナチス党への支持はごく僅かであった）が惨憺たる将来に向けての過大な楽観或いは幻想を醸成していたことも見逃がせない。

3月21日及び29日にADGB第一議長テオドール・ライパルト（Theodor Leipart, 1867-1947）は、ヒトラーに書簡を送り、新体制下に於ける労働組合の非政治化及び企業との協力を申し出ている。ADGB指導部は、一層の恭順の意思を表示せんとして、全体利益との関係から必要とあらば、國家が労働組合に介入する「権利」を認め、労働組合の「国有化」までが真剣に論議されるところとなった。また、労働組合の統合の動きが急速に表面化し、新体制に適応した統合組織を樹立

する為に、「統合労働組合指導者団 (Führerkreis der vereinigten Gewerkschaften)⁽¹⁴⁾」が組織され、自由労働組合とキリスト教労働組合 (Gesamtverband der christlichen Gewerkschaften Deutschlands) とヒルシュ＝ドゥンカー労働組合 (Hirsch-Dunckersche Gewerkvereine) を統合する決議を 3 月に行なった。同決議は、一見して明白なように、新体制への迎合の色彩が濃厚であり、職分協同体的政治構造を信奉する旨を表明している。更に 4 月 9 日には ADGB 中央執行委員会が政府に對して全面的協力と國家権力に対する労働組合の服従を声明し、労働組合統制官 (コミッサー)⁽¹⁵⁾ の任命すら求め、4 月 15 日には政府が 5 月 1 日 (メーデー) を「国民労働祝日」と宣言したことを歓迎し、このナチスの新たな祭典に「民族協同体 (Volksgemeinschaft)⁽¹⁶⁾」の一員としての誇りを持って参加するよう全組合員に対し呼びかけたのであった。4 月 22 日には從来プロフィンテルン (Profintern) から右翼協調主義と非難されてきた「国際労働組合連盟 (International Federation of Trade Unions=IFTU)⁽¹⁷⁾」すら、ADGB と絶縁するに至った。4 月 28 日に先の三大労働組合組織統合決議が正式に機関決定された。こうした一連の動きは固より組合員大衆の討議を経て支持された結果ではなかったが、一旦ナチス党の独裁体制を是認し、労資間の根本的な利害対立の存在認識を自ら放棄するという自殺の途を選択してしまった以上、ドイツ労働組合運動を待ち受ける苛酷な運命も、所詮その必然的帰結であったと言える。ところが、ADGB を始めとする当時のドイツ労働組合運動の指導者達は、今後も労働組合を組織的に維持し、現指導体制を存続させうるという幻想を此期に及んでまだ抱いていたのである。⁽¹⁸⁾

ところで、ナチス党の労働者組織の形成へ向けての動きは、既に 1924 年春に反共 (反 KPD) を旗印にベルリンに結成された「全国国民主義闘争労働組合同盟 (Reichsbund Völkischer Kampfgewerkschaften)」に始まっており、これが「国民社会主義經營細胞組織 (Nationalsozialistische Betriebszellen-Organisation=NSBO)⁽¹⁹⁾」の前身だと言われている。1931 年 1 月 1 日付でナチス党の全国組織中に NSBO の頂点をなす「全国經營細胞部 (Reichs-Betriebszellen-Abteilung=RBA)」が新設されたことにより、NSBO はナチス党の党機関として公式に確立された。早くも 1927-8 年に經營細胞の連合組織が成立し、1929 年 8 月 1 ~ 4 日のニュル

ンベルクに於ける第4回ナチス党大会で国民社会主義勤労者組織創設の決議が行なわれたにも拘らず、それが1931年遅れたのは、ベルリン経営細胞を中心とする労働組合指向派に対するヒトラーの抵抗があった為である。⁽²⁰⁾ NSBOは、企業内に於ける労働者への国民社会主義の宣伝と反共労働者の糾合・組織化を主たる任務とするものであったが、経営協議会選挙などに見られる一般労働者の反応は甚だ冷淡なものであった。ベルリンのナチス党分子と鉄兜団が1931年の経営協議会選挙（ベルリンの2540事業所、従業員総数394277、議席総数8077）で獲得した得票率は僅か0.5%（36議席）にすぎなかった。他方、自由労働組合は81.5%（6583議席）、KPD系の「革命的労働組合反主流派（Revolutionäre Gewerkschaftsopposition=RGO）」が9%（733議席）、ヒルシュ＝ドゥンカーレ系とキリスト教労働組合系が4.5%（365議席）、其他4.5%（360議席）を各々獲得しており⁽²¹⁾、組織労働者へのナチス党の影響力が当初如何に微々たるものであったかは歴然としている。こうした状況はナチス党の政権獲得（1933年）後も大して変わることがなく、例えば同年3月2日の「ベルリン電力事業株式会社（Berliner Elektrizitätswerke AG=Bewag）」の経営協議会選挙では、選挙が国会議事堂の炎上と授權法成立後のナチス党員のテロルの脅威の下で行なわれたにも拘らず、労働者投票総数3320のうちNSBOが獲得したのは83票（2.5%）にすぎず（自由労働組合は3034票=91.4%，RGOが156票=4.7%，其他47票=1.4%），職員にあっても投票総数2547票のうち443票（17.4%）にすぎなかった（自由労働組合は1916票=75.2%，其他188票=7.4%）。また、同じくベルリンのガス会社でも、投票総数3837（労働者数4237人）のうちNSBOが獲得したのは僅か161票（4.2%）にすぎず、逆にADGBが2352票（61.3%），RGOが1298票（33.8%）を獲得している。かくして、自由労働組合の圧倒的優勢は揺るがなかった。1934年の信任協議会（Vertrauensrat）選挙は、労働組合解体後に行なわれたにも拘らず、ナチス党への支持が低迷し、⁽²²⁾選挙結果の集計・公表はどうとう行なわれなかつたのである。

このように、就業労働者とりわけ組織労働者への国民社会主義の浸透は思うように進歩しなかつたのであるが、政権獲得後の労働組合の処遇に関して、ナチス党の方針は当初より確立されていたわけではなかつた。ヒトラーなど党最高首脳部では、如何なる労働者団体をも許容しえず、⁽²³⁾

差し当たり既存の労働組合の解体を断行すべしとの強硬論が支配的であった。

一方、NSBO の計画では、ナチス指導スタッフによる組織の継承という形で労働組合に対する「一元化」が進められることになっていた。それによると、先ず労働組合は非政治化され、統制委員任命という形でナチス党による統制・監督が行なわれる。そして、労働組合は統合され、最終的には一元化された組織への団結強制が行なわれることになっていた。この構想は、ADGB 指導部がヒトラー政権成立後にとった前述の如き一連の迎合的とも見られる組織温存の為の順応姿勢と奇しくも見事に符合するものであった。

4月13日午後に労働組合指導者のライパルトとグラースマン (Peter Graßmann, 1873-1939, ADGB 第二議長) とエッゲルト (Wilhelm Eggert, 1880-1938, ドイツ金属労働者連盟 DMV 共同議長) とロイシュナー (Wilhelm Leuschner, 1888-1944, ADGB 議長代理) がブルッカー (Ludwig Brucker, 後の DAF の労働者総同盟指導者代理) 等の二級幹部連から成る NSBO 代表達と会談し、この席で労働組合指導者達は自発的に辞任することを要求されたが、これは労働組合に対する最後通牒に等しいものであった。⁽²⁵⁾ しかし、既にヒトラーはナチス党全国組織指導部長たるローベルト・ライ (Robert Ley, 1890-1945) を「ドイツ労働保護行動委員会 (Aktionskomitee zum Schutz der deutschen Arbeit)」委員長に任命し、労働組合に対する実力行使とその解体を秘密裡に指令しており、これに基づいて 4月21日付のライの秘密回状 Nr. 6 / 33は、5月2日午前10時を期して SA 若しくは SS による ADGB 及び自由職員総同盟 (Allgemeiner freier Angestelltenbund=AfA-Bund) 及び SPD などに対する「一元化行動 (Gleichschaltungsaktion)」をライの総指揮下に各大管区指導者 (Gauleiter) の直接指揮を受けて、実行するよう指示していた。これと相前後して、地域労働組合組織及びその幹部達に対する SA や NSBO 構成員のテロまがいの行動が繰り返されていたが、かかる行動は敵対者やユダヤ人の強制収容所への投獄と同様に、一切の法的根拠を欠くものであった。⁽²⁶⁾ 先の指示通り 5月2日火曜日午前10時きっかりに実行された労働組合に対する NSBO 及び SA 及び SS、更には鉄兜団も加わった実力行使により、ヴァイマル共和制の下で培われた巨

大な世界一のドイツ労働組合組織は、脆くも事実上崩壊したのであった。⁽²⁹⁾その数週間前から早くも行なわれていた労働組合事務所に対するNSBOやSAによる個別的占拠は、労働者による抵抗がどの程度のものとなるかを推し測る為の格好の予行演習となった。かくして「国民労働祝日」の翌日に仕組まれた奇襲は成功を収め、殆ど無抵抗のうちに全国の自由労働組合の組合事務所及び「労働者・職員・公務員銀行 (Bank der Arbeiter, Angestellten und Beamten)」の支店・支払所の占拠と財産・書類の差し押さえ、そしてライパルト、グラースマン、ヴィッセル (Rudolf Wissel, 1869-1962, SPD国會議員、元労相) 等の指導者約50名の「保護検束」が強行され、他の組合職員達は差し当たりその職にとどめられた。同夜政府は、かかる実力行使を、組合幹部の不正・汚職及び組合資金の海外搬出が発覚した為、勤労階級の利益を守る目的で行なった旨の声明をラジオ放送を通じ発表した。⁽³⁰⁾そして、9日と12日に発せられた検察官命令により、⁽³¹⁾2日の行動に対する事後的合法化が行なわれた。

II 新労働秩序

(1) DAFの創立

ADGB及びAfA-Bundの本部及び支部は、かねて組合側がナチス党に要請していた通りに、直ちに同党の統制委員の指導下に置かれることになったが、その任を委ねられたのはNSBOの幹部達であった。また、キリスト教系及びヒルシュ＝ドゥンカー系組合も数日後にNSBOの統制下に置かれた。かくして、NSBOはドイツの労働組合を自己の指導下に置くことに成功したかに見えたのであるが、5月2日の実力行使が強行されたこと自体、労働組合の処遇をめぐる方針上の争いに於て、NSBOの構想が採用されなかつたことを意味するものであり、労働組合の漸進的「一元化」に適した組織としてのNSBOの使命は5月2日の事件を以て事実上失なわれたものと解しうる。⁽³²⁾NSBOを党内右派から保護してきた左派の領袖グレゴール・シュトラッサー (Gregor Strasser, 1892-1934, 党全国組織指導部長) がフォン・シュライヒャー將軍 (Kurt von Schleicher, 1883-1934) と結託した党分裂策動に失敗して、1932年12月

8日に党から排除された後、党全国組織指導部長に翌年5月2日の実力行使の主役でありシュトラッサーの敵対者だったライが就任したことにより、こうした趨勢は既に定まっていたのである。

5月3日に、件の行動委員会(5日解散)は全く新しい組織である「ドイツ労働戦線(Deutsche Arbeitsfront=DAF)⁽³³⁾」の創設を委任され、6日にライがこれを告示し、10日にブロイセンハウス(ベルリン)で第一回大会が盛大に開催された。列席したのは、全国の労働代表約500名、主催者たる政府からヒトラー以下の閣僚、各州代表、更には経営者代表2名などであった。ライは、DAF結成の経過を説明し、その中で階級闘争の排撃と運命協同体ないし民族の為の労働という理念を強調し、ヒトラーは、同じく階級闘争の排撃とマルクス主義打倒を訴え、労働者をして新体制下の国家機構の一翼を担わせる為の单一の労働者団体としてDAFを位置付けたのであった。

DAFは、ライを最高指導者とし、筋肉労働者団体たる「ドイツ労働者総同盟(Gesamtverband der deutschen Arbeiter)」の指導者にヴァルター・シューマン(Walter Schumann)、職員団体たる「ドイツ職員総同盟(Gesamtverband der deutschen Angestellten)」の指導者にはアルベルト・フォルスター(Albert Forster, 1902-1954)が任命された。既に労働組合がナチス政権により解体された以上、爾後の課題は労働界の再編成であり、DAFとNSBOの両者が労働新秩序の確立に至る迄当面過渡的役割を演ずることとなった。

(2) NSBO 及び DAF の過渡的役割

創立当初の段階で、DAFの運動方針は、必ずしも明確であったわけではない。しかも最高指導者ライは労働者の強い支持を背景にしていたわけではなく、DAFは前述の如くナチス党政権による暴力的な労働組合の解体によって初めて成立したものであった。そこで、ライはDAF創立当初に於て、労働組合組織の占領が労働者階級の長らく待望して止まなかった統一労働組合の形成の為の手段であったという詭弁を弄し、労働者の支持を得ようと努めた。かかる言動が旧労働組合組織の管理を委ねられたNSBO幹部達を活気付けたことは言う迄もない。数ヶ月にわたり、NSBO及びDAFの名で、労働条件の改善を目的とする急進的大衆行

動が各地に発生することとなったのである。例えば、マンスフェルト株式会社 (Mansfeld AG) によるハンボルンのザクセン炭鉱閉鎖問題にあっては、NSBO は派手な閉鎖反対キャンペーンを展開して、ヒトラーとフーゲンベルク (Alfred Hugenberg, 1865-1951, 1933年6月28日解散のDNVP党首、また同月27日辞任迄ライヒ経済相兼農相) を動かし、労働者・職員の9%減給と引き換えに、1933年7月に閉鎖の断念をかち取った。また、ルール地方のハルペン鉱山株式会社 (Harpener Bergbau AG) の NSBO 代表者は、同社の重役を侮辱した上、強制収容所送りの洞喝を行なったし、1933年7月に大企業ペ恩スゲン (Poensgen) は DAF による労働者解雇の妨害に対し抗議を行なった。DAF の地方組織にあっては、反資本主義的急進主義が経営者との軋轢を惹起し、同年7月にはボーフムで、9月にはニーダーラウジッツで経営者側からの抗議が行なわれ、8月にはシェレージエンのライヒ労働省支局が当地の NSBO にマルクス主義者が浸透し、政府方針を無視して断固階級闘争を続行し、ストライキを組織することさえ憚らないと報告している。そして、失業減少を図り、強力な事業所労働者団体を組織しようと DAF が努力する中で、その多くの支部が賃金・労働者数・職場の雇用吸収力などに関するアンケートを経営者に配布したのに対し、経営者達はこれを経営権侵害と受け止め、ライヒ労働相フランツ・ゼルテ (Franz Seldte, 1882-1947、鉄兜団創設者) も正式にかかるアンケートを禁止したが、殆ど効果は無かったとされている。更に、労働組合が從来担当してきた集団的賃金交渉は、1933年5月半ば以降は最早労働条件改定の為の合法的手段とはみなされていなかったにも拘らず、DAF 及び NSBO の幾つかの支部がこれを継承していたのである。⁽³⁵⁾ DAF 及び NSBO の幹部達は明らかにゲシュタポを後循として要求に重みを持たせようとしていたから、このような動きは当然の事乍ら経営者の強い反撥を招くことになった。ライヒ経済相シュミット (Kurt Schmitt, 1886-1950, 1934年7月30日国立銀行総裁シャハトの経済相就任迄在職) に手渡された1933年8月29日付の匿名の建議書には、企業経営への介入が有効に阻止されなければ経済危機の克服はできず、職員50人以上を雇用する経営者の逮捕には原則としてライヒ経済相の承認を必要とすべき旨の要請が盛り込まれていた。⁽³⁶⁾ 成程5月2日の事件を契機に新体制下にあっては独立的且つ主体的な労

労働者利益代表組織はナチス党指導部と経済支配階級との間の相互依存関係の深まりによって排除されたのであるが、甚だしい物質的窮乏が労働者の日常生活を絶えず脅かしていた時期に、経済的階級闘争の芽を残らず摘み取ることなどできるものではなかった。1933年の夏から秋にかけて、ナチス党政権と産業界は、再び「階級闘争」或いは労働運動といった一旦撲滅された筈のものが蘇生しかねないという危惧を抱くようになっていた。翌年 1 月の労働新秩序形成に至る迄、ナチス労働者組織の粗野で無統制な急進主義がなお一部で跋扈していたからである。⁽³⁸⁾

NSBO や SA などに参加していた国民社会主義者達は成程労働運動を粉碎した功労者であったが、彼等に代表されるナチス党内の大衆運動路線は「革命が終了した」(ヒトラーの 7 月 1 日の SA 指導者への演説及び同月 6 日のライヒ地方長官〈Reichsstatthalter〉への演説、更にはその要旨を内容とする 11 日の内相フリックの布告) 今となっては、最早邪魔者でしかなかった。かかる革命終了の宣言は、ナチス党の政権獲得後の粗暴な国内体制固めの過程に於て一旦解き放たれた勢力の活動に対する大資本家層や官僚組織などの保守勢力の意を迎えようとする党内右派(主流派)の危機感の表われでもあった。ナチス体制の秩序の在り方を決したのは、結局はこうした反大衆運動的な権威主義に外ならなかったのである。

1933年第 2 四半期に於ける NSBO への新規加入者の殺到は、前述の急進的活動の跳梁と相俟って、ナチス党指導部の危惧を増大させることになった。NSBO への新参者達の殆どは、ナチスの世界観への真正の転向者などではなく、就職上の有利性に着目した日和見主義者であったに過ぎなかった。ところが、とかくするうちに既に NSBO 内部に内在していた階級闘争指向派の動きを助長せんとする明白な目的を有する新たな加入者グループが現われた。⁽³⁹⁾ そこで、既に DAF 及び一切の賃金問題への介入を禁止されていた NSBO に対して、1933年 8 月初めに将来の構成員を 110 万人にするという加入申し込みの締め切りと候補者を最大 30 万人とする旨の決定が行なわれた。しかも、現構成員は労働組合指向を駆除する為にその政治的信頼性を重視した再審査にかけられ、更にはナチス党員たる職員や経営者の NSBO 加入が要請された。党指導部によれば、1933年 11 月以降に NSBO に残された機能とは、国民社会主義世界観

の教育とその上位組織と位置付けられた DAF への若年構成員の供給という僅かに 2 つのみとなった。

(3) 労働管理官法の意義

そもそも DAF 創設の意義というのは、ヒトラーやライや産業界が嫌悪しつつも従来黙認していた NSBO 幹部の権力と組織活動を制限することにあったのであるが、こうした NSBO に対する上からの否定的・抑制的措置は、1933年 5月 19日の「⁽⁴⁰⁾労働管理官法(Gesetz über Treuhänder der Arbeit vom 19. Mai 1933)」によって国家の権力機構上も明確化された。州政府の推薦に基づきライヒ首相により任命された労働管理官は一定の大経済領域に各 1 名ずつ配置され、「社会体制の新秩序〔成立〕に至る迄」(暫定的に)「被用者団体と個別使用者又は使用者団体に代わって」(つまり両当事者の意思とは建前上独立して)労働協約の締結条件を法的拘束力を以て規制し、労働平和の維持する為の権限を与えられた。ヴァイマール共和国の集団的労使関係制度は、5月 2 日に既に有名無実化されていたが、ここに法律上も否定されるに至り、ライヒ首相及び労相配下の労働管理官が唯一の賃金率決定者となり、爾後社会政策は労働管理官により統一的・集権的に遂行されてゆく建前となつた。これに先立ち 5月 16日には党内合意により賃金率の規制と労働保護・労働法規に関する監督を「経済・労働地区指導者(Bezirksleiter der Wirtschaft und der Arbeit)」が任命されていたのであるが、直後に解任され、上記官職の制定に至つた。因みに、6月 15日任命の12名の労働管理官のうちで地区指導者であったのは僅かに 2 名にすぎなかつたのである。

1933年晚夏から秋にかけて DAF は労働裁判所や社会保険機構をも自己の統制下に置こうと試み、これが産業界に大きな懸念と不信感を呼び起させた。かくして同年10月から11月にかけて両者間の抗争が行なわれ、当然の事乍ら DAF の敗北に終わった。経営者達は、DAF の財政的破綻を待望していた。実際、労働者の DAF に対する会費納入拒否を以てする消極的反抗は目に余るものがあり、加えて元来無方針であった DAF の組織的欠陥と幹部連の腐敗がこうした傾向に拍車をかけたのであった。ライ自身も、DAF 会費納入高が1933年夏が過ぎると 1700万 RM から 800 万 RM へと急減したこと認めざるを得なかつた程である。一方、経営

者連盟は、ナチス政権成立後増額しつつあった党や DAF の為、或いは雇用創出義捐金や冬季救済活動の為と称する賃金からの天引きが労働者の生活を圧迫しているとして、強い異議を申し立てた。労働者は働くだけで良く、利益代表制などは事業所レヴェル、せいぜい 1 地区の 1 産業部門について臨時に、しかも経営者の専決体制を侵さぬ限度に於てのみ許容されるとする経営者及び保守政治勢力は、経済危機克服の為には政府と産業界の協力並びに社会政策と経済政策の連携（これらがヴァイマル共和国では欠けていたと彼等は認識していた）を主張し、DAF はそもそも宣伝機能のみを果たすべきものとして、政府にその影響力の制限を迫り始めたのである。産業界のみならず、国家の官僚機構に於ても、国防軍に於ても、既存の権威への挑戦、更にはその侵害を意味するナチス大衆組織の介入や新たな巨大大衆組織の形成及びその独立的活動への危惧が支配的であったし、DAF 自体経営者に依存すべき弱点を抱え、逆に経営者は労働組合が解体された今となっては擬似労働組合的ナチス大衆組織を最早必要としないどころか、却ってこれを白眼視していたのである。産業界と DAF との間の軋轢の激化を恐れるヒトラーの立場は今や明らかであったから、民族協同体の階級調和を自ら体現する為に、DAF は経営者を組織に加入させることによって NSBO とは際立った対照を示さなければならなかった。しかし、言う迄も無く、これにより DAF は、労働者によって構成される国家機構の一翼を担うべき独立的団体としての性格を完全に喪失してしまったのである。

このような成り行きを経て、DAF の機能をめぐる紛争は、国家及び党内部の交渉の結果 1933 年 11 月半ばに妥協が成立し、ライ、ゼルテ、シュミット及びケブラー (Wilhelm Keppler, 1882-1960, 統府經濟問題全権委員) によって協定に調印がなされた。「ドイツ労働戦線は、労働生活を営む全ての人々の經濟的・社会的地位の區別なき結集体である。その中で労働者は経営者と共に存すべきであり、最早特別の經濟的・社会的階層形成や利益の確保に奉仕する集団や同盟によって分離されるべきではない。ドイツ労働戦線に於ては、労働者であろうと経営者であろうと等しく、人格の価値が決定的影響を与えるべきである。信頼は、人から人へとのみ獲得されうるが、同盟から同盟へとは獲得されるものではない。我が總統アドルフ・ヒトラーの意向によれば、ドイツ労働戦線は、労

労働者の日常生活上の物質的問題を決定するのではなく、働く個々人の利益の当然の相違を調整する場である。労働条件を規制する為に、一経営体の指導者と従属者に対して国民社会主義世界観が指定する地位を配分する諸方式が近々創り出されよう。

労働戦線の高き目標とは、労働生活を営む全てのドイツ人を国民社会主義的な物の考え方へと教育することである。ドイツ労働戦線は、経営体及び我が社会体制の諸機関に於て労働裁判所や社会保険に重要な協力をを行なうべく任命される人々の教育を引き受けるものである。ドイツ労働戦線は、経営指導者の社会的名譽が、その従属者同様に、新社会・経済秩序の決定的推進力となりうるよう配慮するであろう。かくして我々は、大いなる事業の成功を期してドイツ労働戦線に全ての力を結集する為に、ドイツ労働戦線への加入を全てのドイツ労働者の額とこぶしに呼びかけるものである。」

このように活動の枠をはめられて、DAF の脅威は事実上除去されたのである。産業界の圧力の前に脆くも全面的敗北を喫し、ライの野望と共に骨抜きにされた DAF に残されていたのは、余暇組織「歓喜力行団 (Kraft durch Freude = KdF)⁽⁴⁴⁾」の創設などに象徴される限られた活動領域のみであった。ここに至ってようやく「ドイツ工業全国職分団 (Reichsstand der deutschen Industrie)⁽⁴⁵⁾」も経営者達に対して DAF への個人構成員としての参加を呼びかける用意ができたのであった。前述の協定は、運動の組織自体からは殆ど直接的影響を受けなかった法律である 1934 年 1 月 20 日の「国民労働秩序法 (Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit vom 20. Januar 1934 = Arbeitsordnungsgesetz = AOG)⁽⁴⁶⁾」により最終的に確認された。

(4) 国民労働秩序法

AOG の規定する労働新秩序の核心は、言う迄もなく「経営協同体 (Betriebsgemeinschaft)」であった。この協同体の頂点に立つのが「経営指導者 (Betriebsführer)」たる経営者であり、これに対して今や「従属者 (Gefolgschaft)」と呼ばれるようになった労働者は、自由且つ自立的な存在であることを否定され、自己の意思や利益を犠牲にしてでも指導者に対する忠誠と服従を尽くすべきことを一方的に求められることと

なった。AOG 第 2 条第 1 項によれば、「経営体の指導者は、従属者に対して、本法による規制を受ける一切の経営内の事案につき意思決定を行なう」権限を与えられ、「従属者の福祉に配慮しなければならない」(同条第 2 項) とはいえ、ここに既にヴァイマール末期に大量失業を背景として事實上企業内で確立していた経営者の専制支配体制が法律上追認された形となつた。⁽⁴⁷⁾

このような絶対的な存在に位置付けられた経営者の意思決定を円滑に遂行してゆく為の補助的機関として「信任協議会」が常時 20 人以上の従業員を雇用する経営体に組織されることとなつた (AOG 第 5 条)。その任務は、「労働能率の向上及び一般的労働条件、とりわけ経営規則の形成・実施、経営保護の実施・改善、経営体に所属する者全員の相互的ないし経営体との結束の強化、協同体全構成員の福祉に貢献する一切の措置を審議する」こと (第 6 条) であり、経営指導者の諮問機関にすぎない。信任協議会を構成する信任委員 (Vertrauensmann) は、年齢満 25 歳以上の DAF 構成員である (第 8 条) が、経営指導者及び NSBO 代表者 (Obmann) によって作成される候補者名簿の中から従属者により当該経営体の従業員数に応じ 2 ~ 10 人「選挙」されるものとされた。信任協議会なるものは、言う迄もなくヴァイマール憲法第 165 条に基づき 1920 年 2 月 4 日の「経営協議会法 (Betriebsrätegesetz vom 4. Februar 1920, 1928 年 2 月 28 日改正)⁽⁴⁸⁾」により常時 20 人以上の従業員を雇用する経営体に対して設置が義務付けられた「経営協議会 (Betriebsrat)」に代わるものであったが、両者の性格は全く異なる。経営協議会は、同法第 1 条に明らかかのように、被用者 (Arbeitnehmer) の経済的利益擁護という本質的には労働組合と同一の目的を達成する為にヴァイマール集団的労使関係を構成する一機構として制度化されたものであり、経営者の利益に対抗する立場に立っていたが、信任協議会は経営者により必要に応じ召集される (AOG 第 12 条) ものでしかなく、ここに從来の被用者の経営内利益代表制度は名実共に否定されたのである。

なお、未だ強行法規による規制を受けていない限りに於て、労働条件など (例えば労働時間、賃金、解雇事由、労災予防といった諸問題) は、信任協議会の審議を経て、労働管理官の承認を受けることを義務付けられた「経営規則 (Betriebsordnung)」により規制しうることとされてい

たが、その内容は経営指導者の専ら決定しうるものであった(AOG 第26条)。

かかる経営協同体内部の事案への NSBO 及び DAF の介入は禁止され、労働管理官さえ出来る限り介入を控えることが期待されていた。同官に与えられていた権限 (AOG 第19条) は、①信任協議会の設立及び事務執行の監督を行ない、紛争に際して決定を下すこと、②信任委員の任免、③信任協議会の訴願 (第16条) の裁定 (経営指導者の決定を破棄し、自ら必要な規制を行なう場合もありうる)、④大量解雇の企図された場合にその適否を決定すること、⑤経営規則に関する規定 (第26条以下) の実施を監督すること、⑥第32条所定の条件の下に準則 (Richtlinie) 及び賃率規則 (Tarifordnung) を制定しその実施を監督すること、⑦社会的名譽裁判権の遂行に協力すること、⑧労相及び経済相の細目指示に従つて、社会政策的事象につきライヒ政府に報告すること、のみであった。

経営体内部に於ける階級闘争を排除する為に、労働管理官には労働平和を害する者を社会的名譽 (soziale Ehre) 毁損の廉で「名譽裁判所 (Ehrengericht)」に起訴する権限が与えられた (第41条)。最早この領域に於ては、NSBO や DAF の介入する余地は無かった。社会的名譽の毀損とは、「経営協同体によって根拠付けられた社会的義務に対する重大な侵害」と見做される次の 4 つの行為である (第36条第 1 項)：①企業家、経営体の指導者若しくは其他の監督者がその権力を濫用して、惡意を以て従属者の労働力を搾取し、或いはその名譽を毀損したとき；②従属者が惡意を以て同僚を煽動して経営内の労働平和を危殆に瀕せしめ、殊に信任委員たる者が故意に経営指導に対する不法干渉を加え、或いは経営協同体内部の協同体精神を継続的に毀損したとき；③経営協同体に所属する者が労働管理官に対して繰り返し軽々しく根拠なき苦情若しくは申し立てを行ない、或いは管理官の書面による命令に執拗に反抗したとき；④信任委員が機密事項、その職務遂行上知り得たものであり且つ秘密指定を受けた経営上・業務上の秘密を権限なく公表したとき。

かかる行為をなしたる者に対する刑罰 (第38条) は、社会的名譽裁判が教育手段と見做されていたことから、寛大で、①戒告 (Warnung)、②譴責 (Verweis)、③1万 RM 以下の罰金、④経営体の指導者たる資格若しくは信任委員の職務遂行資格の剥奪、⑤従来の職場からの排除 (但し、

その際に名誉裁判所は法律若しくは協定による解約告知期間と異なる告知期間を定めることができる)の5種類であった。しかし、自覺的階級闘争を企図する労働者に対しては、ゲシュタポと強制収容所が待ち構えていたことは言う迄もない。

以上の如きを概要とする国民労働秩序法は、1934年5月1日(件の国民労働祝日)を期して施行されたが、これに伴い従来の經營協議会法、労働協約令(Verordnung über Traifverträge, Arbeiter-und Angestelltenausschüsse und Schlichtung von Arbeitsstreitigkeiten vom 23. Dezember 1918. 1928年3月1日改正)等11を数える法令が廃止され(第65条)、労働裁判所法(Arbeitsgerichtsgesetz vom 23. Dezember 1926)の大幅改正(第66条)を始めとするヴァイマール集団的労働法体系の最終的清算が断行されたのであった。

[注]

- (1) M. Hirsch, D. Majer, J. Meinck (Hrsg.), *Recht, Verwaltung und Justiz im Nationalsozialismus*, Köln 1984, S. 89f. 尚、同緊急令は、1945年5月のドイツ敗北に至る迄効力を失なうことがなかった(H. マウ, H. クラウスニック〈内山敏訳〉, 「ナチスの時代—ドイツ現代史一」, 岩波書店, 1961年, 15頁)。
- (2) 被逮捕者が24時間以内に裁判所で取り調べを受け、弁護士の助力を受け、上級裁判所に逮捕の取り消しを求める権利を保障していた(マウ, クラウスニック, 前掲書, 15頁)。
- (3) 同書, 15頁。
- (4) Vgl. Hirsch, Majer, Meinck (Hrsg.), a.a.O., S. 92ff.
- (5) Ebd., S. 135ff.
- (6) Vgl. ebd., S. 136.
- (7) Ebd., S. 132.
- (8) 例えば、村瀬興雄, 「ドイツ現代史」, 第9版, 東京大学出版会, 1975年, 371-2頁。
- (9) M. Broszat, N. Frei (Hrsg.), *Das dritte Reich*, Freiburg/Würzburg 1983, S. 88.
- (10) J. W. Falter, Unemployment and the Radicalization of the German Electorate 1928-1933 : An Aggregate Data Analysis with Special Emphasis on the Rise of National Socialism. In : P. D.

- Stachura (ed.), *Unemployment and the Great Depression in Weimar Germany*, Macmillan Press, 1986, p. 195.
- (11) A. Klönne, H. Reese, *Die deutsche Gewerkschaftsbewegung*, Hamburg 1984, S. 164.
- (12) P. Jahn (Bearb.), *Quellen zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung im 20. Jahrhundert*, Bd. 4, Die Gewerkschaften in der Endphase der Republik 1930-1933, Köln 1988, S. 865ff.
- (13) Klönne, Reese, a.a.O., S. 166.
- (14) 1875年3月のアイゼナッハ派とラッサール派の合同（於ゴータ）によって成立した「ドイツ社会主義労働者党（Sozialistische Arbeiterpartei Deutschlands）」（後の SPD）傘下の労働組合にその起源を有する。カール・レギーン（Carl Legien, 1861-1920）を委員長として1890年11月設立の「ドイツ労働組合中央委員会（Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands）」傘下の労働組合が、キリスト教労働組合と区別する為に「自由労働組合」と呼ばれるようになった（H. Grebing, *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Ein Überblick*, München 1970, S. 100）。1919年に自由労働組合は ADGB に改組したが、AfA-Bund（1919年以降）と「ドイツ官吏総同盟（Allgemeiner Deutscher Beamtenbund=ADB）」（1922年以降）もその傘下に入り、これら3組合がヴァイマル時代の自由労働組合運動を形成した（Grebing, a.a.O., S. 179）。
- (15) Klönne, Reese, a.a.O., S. 167 (Dokument 27).
- (16) Jahn (Beb.), a.a.O., S. 881 f.
- (17) *Gewerkschafts-Zeitung*, 43. Jg., Nr. 16, 22. April 1933. Abgedruckt ebenda, S. 896.
- (18) Klönne, Reese, a.a.O., S. 168.
- (19) V. Kratzenberg, *Arbeiter auf dem Weg zu Hitler? Die nationalsozialistische Betriebszellen-Organisation; ihre Entstehung, ihre Programmatik, ihr Scheitern 1927-1934*, Frankfurt/M 1987, S. 71ff.
- (20) Ebd., S. 79.
- (21) NSBOについては、上掲書のほかに、小林漢二、「ドイツ自由戦線と国民社会主義経営細胞組織」（浜林正夫・西岡幸泰・相沢与一・金田重喜 編、「経済学と階級」、梓出版社 1987年、所収）を参照されたい。
- (22) *Gewerkschafts-Zeitung*, 41. Jg., Nr. 27, 4. Juli 1931, S. 430. Zitiert

bei : Kratzenberg, a.a.O., S. 205.

- (23) Kratzenberg, a.a.O., S. 117, 222. 因みに全国レベルでは、ナチス党系と国家人民党系を合わせても、全体の約25%しか獲得できなかったという (Klönné, Reese, a.a.O., S. 171).
- (24) Klönné, Reese, a.a.O., S. 172.
- (25) Jahn (Bearb.), a.a.O., S. 888ff., Kratzenberg, a.a.O., S. 123.
- (26) See R. Smelser, *Robert Ley. Hitler's Labor Front Leader*, Berg Pub., 1988.
- (27) Abgedruckt bei : Jahn (Bearb.), a.a.O., S. 898 ff.
- (28) A. Kranig, *Lockung und Zwang. Zur Arbeitsverfassung im Dritten Reich*, Stuttgart 1983, S. 20.
- (29) 最大の組織人員を誇ったのは1920年で、1000万人を上回っていたが、その後減少した。因みに1918年から1932年に至る迄のドイツの労働組合の3大上部組織の組合員数の推移は、次の如くである：

年	DGB*	Freiheitlich-nationaler Gewerkschaftsrings deutscher Arbeiter-, Angestellten- und Beamtenverbände**	ADGB + AfA-Bund
1918	11月 ca. 1,250,000		
1919	3月 ca. 1,500,000		6,058,748
1920	1,733,320	700,000	8,490,478
1921	ca. 2,000,000	?	8,125,522
1922	?	?	8,451,468
1923	?	?	7,646,044
1924	?	449,688	4,999,993
1925	1,273,009	505,343	4,502,991
1926	1,037,208	508,000	4,310,062
1927	1,185,939	538,868	4,482,779
1928	1,265,478	566,278	5,015,084
1929	1,350,247	584,525	5,296,357
1930	1,370,793	595,045	5,220,018
1931	1,291,897	573,186	4,798,548
1932	1,160,000	?	3,932,947

出典：M. Schneider, *Die christlichen Gewerkschaften 1894-1933*, Bonn 1982, S. 492.

* DGB=Deutscher Gewerkschaftsbund：ドイツ労働組合同盟。1917年結成のDeutsch-Demokratischer Gewerkschaftsbund(=DDG：ドイツ民主主義労働組合同盟)が1919年3月に改称。DDGは、キリスト教労働組合を

国民社会主義労働秩序の確立—1933年ドイツ労働組合運動の終焉—

中核とする非社会主義的組合により1918年11月にアーダム・シュテーガーアヴァルト (Adam Stegerwald, 1874-1945) を初代議長として結成された。

**ドイツ労働者・職員・官吏団体・自由・国民主義労働組合連合。1920年ヒルシュ＝ドゥンカー労働組合及び鉄道従業員総同盟 (Allgemeiner Eisenbahnerverband) などにより結成された (S. ネストリープケ, 協調会抄訳, 「獨逸労働組合運動史」, 協調会 1923年, 575-6頁参照)。

尚、別の資料によれば、各労働組合の組合員数の推移（但し、1931年迄）は以下の如し：

年	自由労働組会	キリスト教労働組合	ヒルシュ＝ドゥンカーラ労働組合
1891	277,659		65,588
1892	237,094		57,797
1893	323,530		61,153
1894	246,494		67,059
1895	259,175		67,236
1896	329,230		71,767
1897	412,359		79,553
1898	493,742		82,905
1899	580,473		86,777
1900	680,427	78,444	91,661
1901	677,510	84,497	95,077
1902	733,206	79,238	101,329
1903	887,698	91,440	110,025
1904	1,052,108	107,556	111,889
1905	1,344,803	188,106	117,097
1906	1,689,709	247,116	118,508
1907	1,865,506	274,323	108,889
1908	1,831,731	264,519	105,633
1909	1,832,667	270,751	108,028
1910	2,017,298	295,129	122,571
1911	2,339,785	340,957	107,743
1912	2,553,162	344,687	109,225
1913	2,573,718	342,785	106,618
1914	2,075,759	282,744	77,749
1915	1,159,497	176,137	61,086
1916	966,705	174,300	57,766
1917	1,106,657	243,865	79,113
1918	1,664,991	404,682	113,792

1919	5,479,073	858,283	189,831
1920	7,890,102	1,076,792	225,998
1921	7,567,978	986,343	224,597
1922	7,821,558	1,049,406	230,612
1923	5,808,612	937,920	216,497
1924	4,023,867	612,952	147,280
1925	4,182,445	587,678	157,571
1926	3,932,935	531,558	163,451
1927	4,415,689	605,784	167,638
1928	4,866,926	647,364	168,726
1929	4,948,267	673,127	168,726
1930	4,716,569	658,707	163,302
1931	4,134,902	577,512	149,804

出典 : Klönne, Reese a. a. O., S. 220.

- (30) 溜島武雄, 「國民組織と労働組織」, 昭和書房 1941年, 67頁。
- (31) Kratzenberg, a.a.O., S. 124.
- (32) T. W. Mason, *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936-1939*, Opladen 1975, S. 30.
- (33) DAFについての詳細は、例えば次のような文献を参照されたい：獨逸労働戰線中央事務局編(高橋文雄 訳), 「獨逸労働戰線」, 日本電報通信社出版部 1942年；溜島, 前掲書, 第5章; J・ゲルハルト(栗原佑 訳), 「勤労の新理念」(Johannes Gerhardt, *Deutsche Arbeits-und Sozialpolitik*, Berlin 1939), 栗田書店 1942年, 155頁以下; 長守善, 「ナチス經濟建設」, 日本評論社 1939年, 第2章; 菊池春雄, 「ナチス労務動員體制研究」, 東洋書館 1941年, 第3章; 中川與之助, 「ナチス労働政策の研究」, 有斐閣 1942年, 第2章; 大藏省總務局, 「獨逸に於ける戰時財政經濟事情」, 1943年, 第10篇第3章; 米国産業協議會(大原社會問題研究所訳), 「國民社會黨下における獨逸の労働及び經濟」, 栗田書店 1938年, 第1章; 大木隆造, 「獨逸國民組織の研究」, 青年書房 1941年, 第6部; 石田文次郎編著, 「獨逸労働統制法」, 有斐閣 1944年, 第1章; 小島精一, 「ナチス統制經濟讀本[新體制版]」, 千倉書房 1940年, 第4章; 大原社會問題研究所編, 「獨逸社會政策と労働戰線」, 栗田書店 1939年; 米国産業協議會(大原社會問題研究所訳), 「ナチス獨逸の經濟的發展」, 栗田書店 1940年, 第1章; H.-G. Schumann, *Nationalsozialismus und Gewerkschaftsbewegung*, Hannover/Frankfurt a. M. 1958.

- (34) 溜島, 前掲書, 71-2頁。
- (35) Mason, a.a.O., S. 32.
- (36) Vgl. W. A. Boelcke, *Die deutsche Wirtschaft 1930-1945*, Düsseldorf 1983, SS. 65-76.
- (37) Anonyme Denkschrift vom 29. 8. 33 : DZA Potsdam, RWM, Bd. 9931, Bl. 77-90. Zitiert bei : Mason, a.a.O., S. 33.
- (38) Ebenda.
- (39) Ebd. S. 35.
- (40) Hirsch, Majer, Meinck, a.a.O., S. 196 ff.
- (41) 1933年3月主に約1900を数えたと言われる労働協約(Tarifvertrag)は、労働管理官法により失効させられたが、労働管理官の定めた賃率規則の大部分は、従前の労働協約の内容をそのまま継承するものであった(西谷敏,『ドイツ労働法思想史論』,日本評論社 1987年, 431頁)。
- (42) Mason, a.a.O., S. 35. 溜島, 前掲書, 101頁。
- (43) Mason, a.a.O., S. 37 f.
- (44) Ebd., S. 40 f.
- (45) KdFを紹介した文献としては、權田保之助,『ナチス厚生団(KdF)』,栗田書店 1942年;近藤春雄,『ドイツの健民運動』,富山房 1943年;瀬木三雄,『ドイツの健民政策と母子保護事業』,北光書房 1944年等がある。
- (46) 同法の全条文(邦訳)は、協調会,『ナチス労働法』,協調会 1936年, 157頁以下参照。
- (47) 西谷敏, 前掲書, 432頁。
- (48) 同法によるヴァイマル経営協議会制度については、久保敬治,『ドイツ経営参加制度』,勁草書房 1956年, 第1章及び網野誠,『西ドイツ被用者経営参加法論』,風間書房 1969年, 第1~3章などを参照されたい。

注記 本稿は、昭和60年度文部省科学研究助成金(奨励研究A)及び昭和63年度北星学園大学特別研究費により各々行なわれた研究成果の一部をなすものである。